

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第82号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月6日（火） 22時00分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市松山港西方沖 由利島灯台から真方位176° 1,350m付近 (概位 北緯33° 50.0′ 東経132° 32.0′)	
事故等調査の経過	平成22年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行う予定である。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット ホワイトイーグル、8.5トン 290-59555福岡、個人所有 B 漁船 孝福丸、4.8トン EH3-23498（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首スタンションの曲損 B 左舷船首部に破口及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、由利島南方沖を約4.0ノット(kn)の対水速力で南西進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、約1.7knの対地速力で底びき網漁の操業で南東進中、平成22年4月6日22時00分ごろ、A船の船首とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、由利島南方沖を南西進中、船長Aがトイレと同乗者を起こすためにキャビン内に入り、見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、南東進中、船長Bが操舵室で左舷側に背を向け、左方の見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、由利島南方沖において、A船が南西進中、B船が南東進中、両船が見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	